

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 5 月26日
【計算期間】	第57期(自 2024年 8 月29日 至 2025年 2 月28日)
【ファンド名】	G Tグローバル インベストメント・オープン
【発行者名】	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	塚本 直樹
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー14階
【電話番号】	(03) 6447－3087
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	内外の株式（DR（預託証券）を含みます。）・債券を主要投資対象とし、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
---------	---

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

③ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、複数の資産（株式・債券）による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	
	債券 その他資産 資産複合	

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目			属性区分の定義
投資対象 資産	株式		目論見書または信託約款において、複数資産（株式・債券）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性)		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象 地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの ※なお、ファンドにおいては「世界の資産」の中に「日本」を含みます
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
為替ヘッ ジ※	為替ヘッジあり（適時ヘッジ）		目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
	為替ヘッジなし		

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

*ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	日本を含む世界各国の株式^{※1}・債券の中から、企業の収益性、成長性、安定性、割安度などを総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資を行います。 ※1 株式にはDR（預託証券）を含みます。
2.	資産配分、為替ヘッジ比率の決定、債券ポートフォリオの運用についてはトップダウン・アプローチ、株式ポートフォリオの運用についてはボトムアップ・アプローチによる運用を行います。 *ただし、ファンドの純資産総額が債券の現物運用を行うことに十分ではない場合、債券に代えてキャッシュ運用を行うことがあります。
3.	外貨建資産の投資に当たっては、投資環境・ヘッジコストなどを総合的に勘案しながら機動的に為替ヘッジを行います。
4.	MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）^{※2}をベンチマーク^{※3}とします。 ※2 ◇MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）は、MSCI Inc.が算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。 ◇この情報はMSCI Inc.の営業秘密であり、またその著作権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。 ◇MSCIワールド・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。かかる見直しに伴い、ファンドはベンチマークを変更することがあります。 ※3 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
5.	インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbH（ドイツ、フランクフルト）に運用の指図に関する権限を委託します。

⑤ファンドの投資戦略

投資戦略

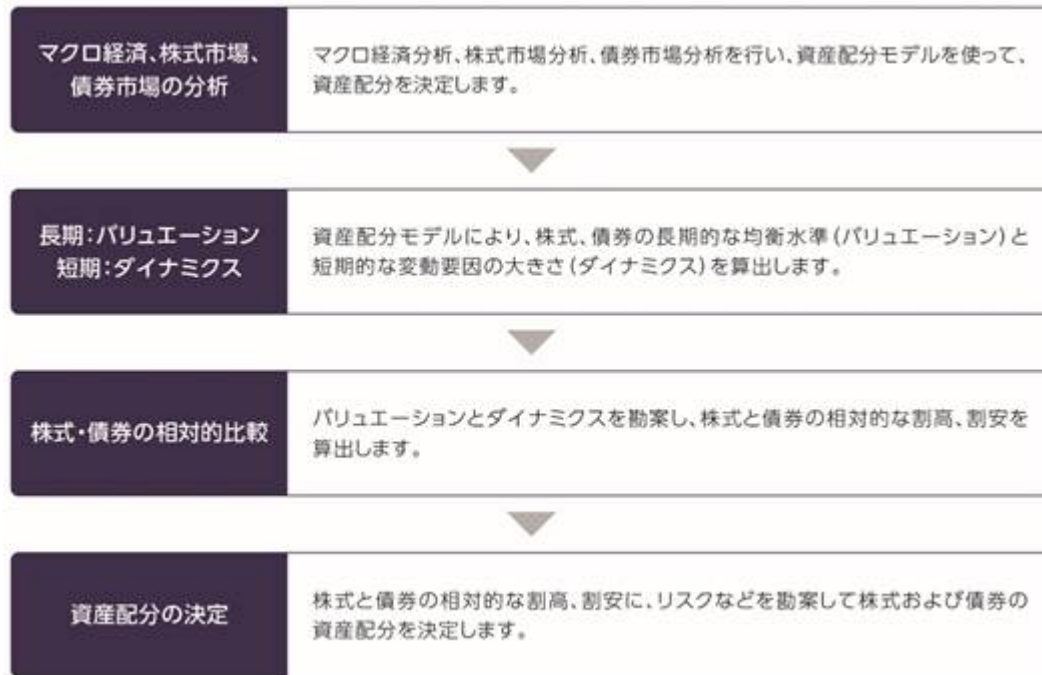
- ・日本を含む世界各国の株式、債券に分散投資を行います。
- ・株式および債券の資産配分、為替ヘッジ比率の決定は、主として経済動向の分析に基づくトップダウン・アプローチを用います。
- ・株式は個別銘柄分析に基づくボトムアップ・アプローチ、債券は経済動向の分析に基づくトップダウン・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。

＊ただし、ファンドの純資産総額が債券の現物運用を行うことに十分ではない場合、債券に代えてキャッシュ運用を行うことがあります。



⑥ファンドの運用プロセス**運用プロセス**

■ 資産配分プロセスおよび為替ヘッジ

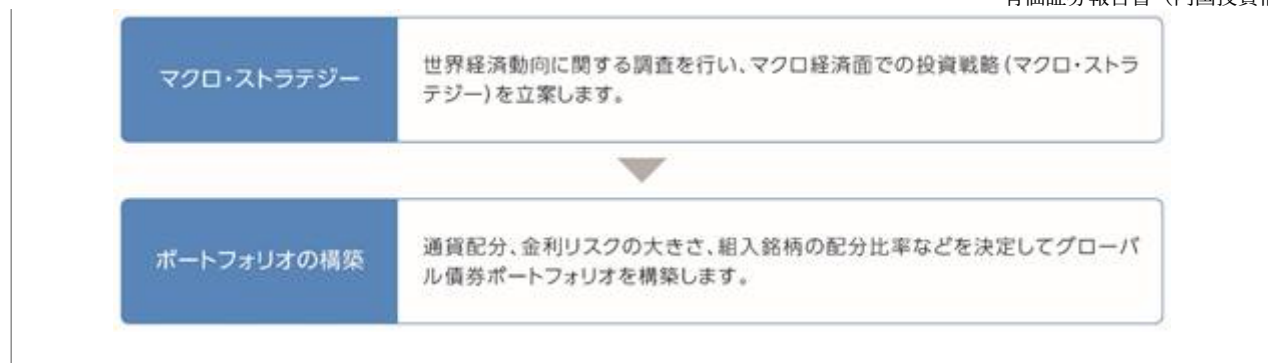


- ・外貨建資産の為替ヘッジ比率は、投資環境、ヘッジコスト、ポートフォリオ全体のリスクなどを総合的に勘案しながら機動的に変更します。

■ 株式運用プロセス



■ 債券運用プロセス



◆ファンドの運用プロセス等は、2025年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2) 【ファンドの沿革】

1996年8月30日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
1999年10月1日	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託
2003年7月1日	運用の指図に関する権限の委託先をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドからインベスコ・インスティテューショナル（現インベスコ・アドバイザーズ・インク）に変更
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行
2015年5月29日	- 運用の指図に関する権限の委託先をインベスコ・アドバイザーズ・インクからインベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHに変更し、運用プロセス等の一部を変更 - 信託期間を無期限から有期限（1996年8月30日から2025年8月28日まで）に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 野村信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社（運用委託先） インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbH	委託会社よりファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、ファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社（運用委託先）と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が運用委託先に委託するファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる運用委託先の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）		
資本金	4,000百万円（2025年2月末現在）		
沿革	1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更		
大株主の状況	（2025年2月末現在）		
	名称	住所	所有株式数
	インベスコ・ファースト・リート	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株
			所有比率
			100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
主な投資態度	・日本を含む世界各国の株式・債券の中から、企業の収益性、成長性、安定性、割安度等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資を行います。 ・資産配分、為替ヘッジ比率の決定、債券ポートフォリオの運用についてはトップダウン・アプローチ、株式ポートフォリオの運用についてはボトムアップ・アプローチによる運用を行います。 ・外貨建資産の為替ヘッジについては、投資環境・ヘッジコスト等を総合的に勘案しながら機動的に対応します。 ・インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHに運用の指図に関する権限を委託します。

(2)【投資対象】

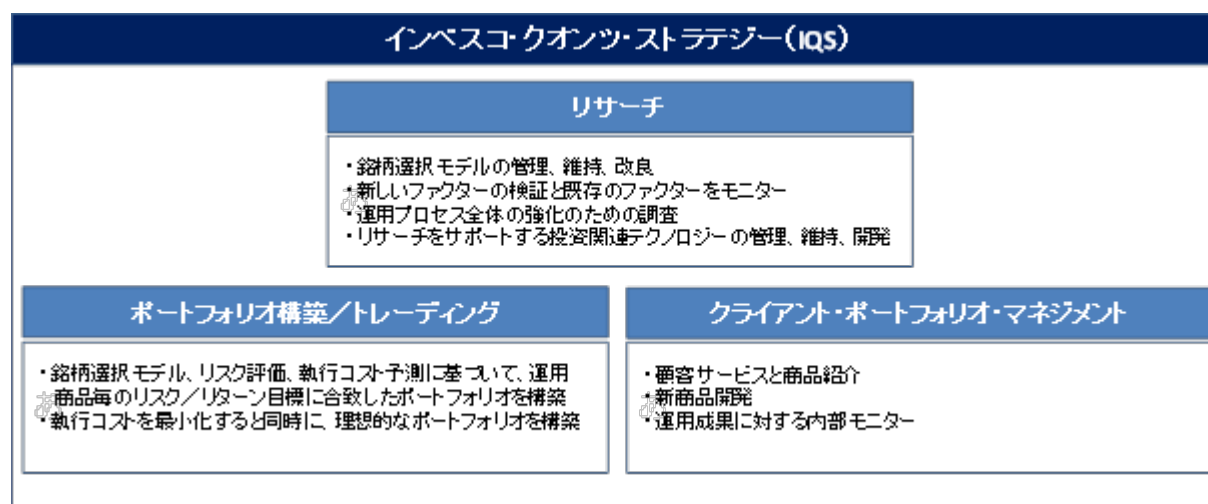
投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a. 有価証券 b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条および第26条に定めるものに限りま。） c. 約束手形 d. 金銭債権
--	---

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 a. 株券または新株引受権証券 b. 国債証券 c. 地方債証券 d. 特別の法律により法人の発行する債券 e. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） h. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） i. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） j. コマーシャル・ペーパー k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。） p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。） r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの t. 外国の者に対する権利で前 s. の有価証券の性質を有するもの
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a. 預金 b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c. コール・ローン ＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

①インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHにおけるファンドの運用体制

運用体制図



ファンドの運用体制の概要

委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHに委託します。ファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHの「インベスコ・クオンツ・ストラテジー (IQS)」のIQSドイツ（フランクフルト）が担当します。

②ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（3名程度）は、運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているファンドのガイドライン・モニタリングをサポートし、その結果異常がある場合はリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・プロダクト・マネジメント本部（15名程度）は、運用委託先およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォーマンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（10名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ・プロダクト・マネジメント本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。 ＊「3 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・運用委託先の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、2025年2月末現在のものであり、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

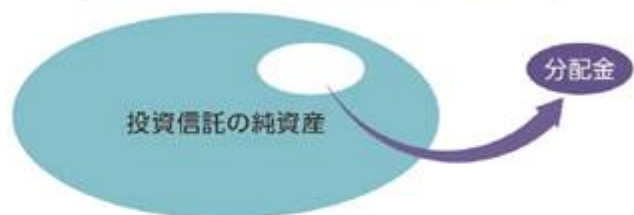
ファンドの決算日	年2回の2月28日および8月28日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	a. 「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 ＊「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。

■ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5)【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ^{※1} への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※1 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第19条の2第6項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第21条の2）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
信用取引の指図（第24条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

先物取引等の運用指図（第25条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。 －わが国の金融商品取引所^{※2}における有価証券先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 －外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ※2 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第26条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第27条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第28条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第29条）	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借り入れ（第38条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。
---------------	---

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、国内外の株式・債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により、基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因

価格変動リスク（株式）	《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。
価格変動リスク（債券）	《債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。 新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

為替変動リスク	《為替ヘッジを行わない場合、為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》 ファンドは投資環境・為替ヘッジコストなどを総合的に勘案しながら、外貨建資産に対し機動的に為替ヘッジを行います。為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。 為替ヘッジを行う場合、為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。
流動性リスク	《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。》 市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

◆基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

ファンド固有の留意点

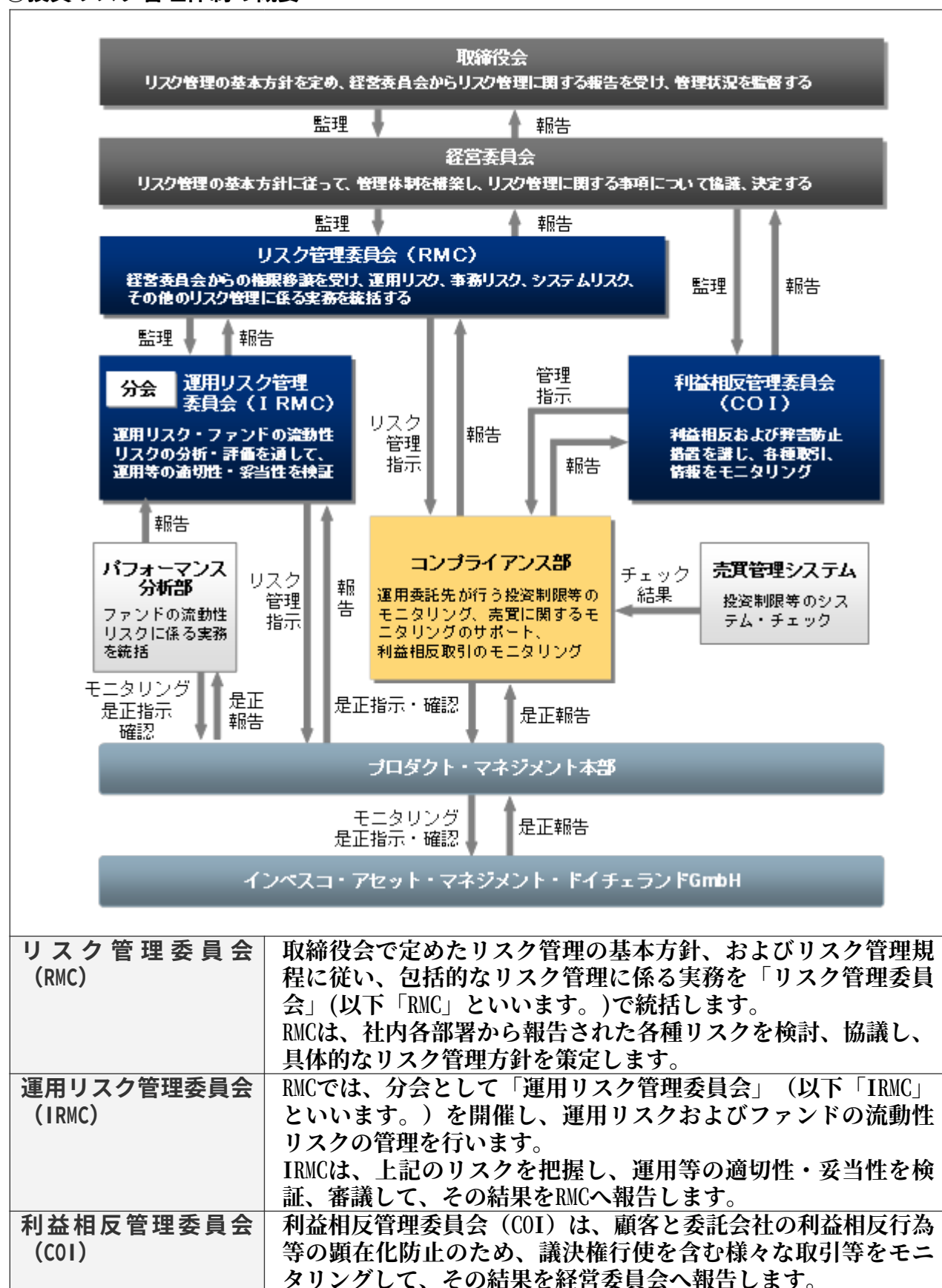
ベンチマークに関する留意点	ベンチマークは、今後、他の指数へ変更されることがあります。
---------------	-------------------------------

投資信託に関する留意点

換金に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
-----------	---

(3)投資リスクに対する管理体制

①投資リスク管理体制の概要



②関係部署の役割

コンプライアンス部	運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているガイドライン・モニタリングをサポートし、異常がある場合はその結果をRMCに報告し、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメント本部	運用委託先から情報開示を受けたファンドのパフォーマンス状況等その他、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているガイドライン・モニタリング結果等に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。 また、プロダクト・マネジメント本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。
パフォーマンス分析部	ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正措置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。

③運用委託先における投資リスク管理体制

システムによる管理	売買管理システムにより、投資ガイドラインや投資制限等の違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合には、運用部門に警告を発します。
専門部門による管理	運用部門と独立した各専門部門により、以下の管理を行います。 ・ファンドのパフォーマンスやポートフォリオ・リスク等の計測・分析は、各専門部門で行われ、これらの計測・分析の結果は運用部門に提供され、適宜、運用状況の確認ができる体制としています。 ・コンプライアンス部門では、投資ガイドラインおよび法令等の規定についての遵守状況をモニタリングし、必要に応じて運用部門に是正指示や是正状況の確認を行います。

◆上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



＊上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2020年3月～2025年2月
代表的な資産クラス：2020年3月～2025年2月



＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

＊海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3) 【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	日々の投資信託財産の純資産総額に年率2.123％（税抜き1.93％）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。				
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。				
	配分 （年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計
		0.93%	0.90%	0.10%	1.93%
	＊委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。				
	信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。				
	配分先	役務の内容			
	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等			
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等			
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。				

(4) 【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸費用

該当する費用	・組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物取引やオプション取引等に要する費用 ・資産を外国で保管する場合の費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

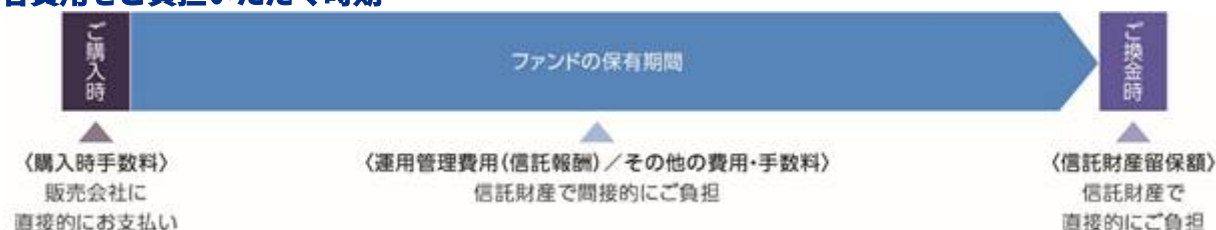
②その他信託事務の諸費用

該当する費用	・ 監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用）		
計算方法等	<table><tr><td>その他信託事務の諸費用 上限固定率</td></tr><tr><td>純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）</td></tr></table> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。	その他信託事務の諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期



＜照会先＞

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 <table border="1" data-bbox="496 409 1394 560"> <tr> <td>2037年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td></tr> <tr> <td>2038年1月1日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税5%)</td></tr> </table> ・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)	2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)				
2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)				
解約金および償還金に対する課税	・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 <table border="1" data-bbox="496 741 1394 891"> <tr> <td>2037年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td></tr> <tr> <td>2038年1月1日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税5%)</td></tr> </table> ・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)	2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)				
2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)				
損益通算について	・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。 ・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 ＊特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。				

◇少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。	
	2037年12月31日まで	15.315%
	2038年1月1日以降	15%
	・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。	

◇個別元本について

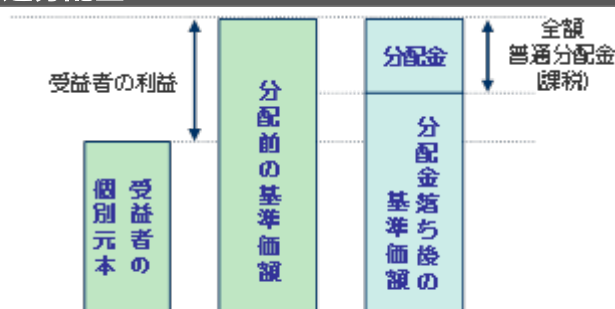
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)[※]を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

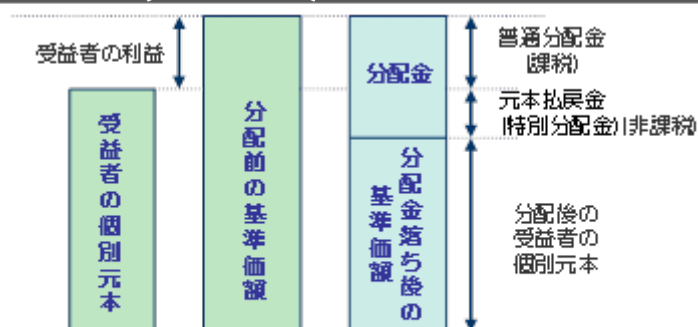
普通分配金



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- ◆上記は、2025年2月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.30%	2.12%	0.18%

*対象期間は直近の運用報告書の作成期間（2024年8月29日～2025年2月28日）です。

*期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

*計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(2025年2月28日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	1,432,124,885	67.16
	日本	161,240,520	7.56
	ドイツ	55,799,278	2.61
	カナダ	55,552,789	2.60
	フランス	53,127,186	2.49
	イギリス	45,067,644	2.11
	イタリア	40,778,348	1.91
	デンマーク	36,360,169	1.70
	スイス	32,023,900	1.50
	オランダ	30,988,265	1.45
	ノルウェー	21,825,463	1.02
	スペイン	20,836,509	0.97
	オーストリア	17,580,865	0.82
	オーストラリア	16,190,586	0.75
	フィンランド	6,698,105	0.31
	ベルギー	6,572,451	0.30
	アイルランド	4,541,248	0.21
	スウェーデン	4,089,469	0.19
	小 計	2,041,397,680	95.73
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		90,976,892	4.26
合 計(純資産総額)		2,132,374,572	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】(2025年2月28日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,865	34,270.44	98,184,834	35,516.69	101,755,320	4.77
2	アメリカ	株式	NVIDIA	半導体・半導体製造装置	4,748	19,274.60	91,515,813	17,982.85	85,382,574	4.00
3	アメリカ	株式	MICROSOFT	ソフトウェア・サービス	998	61,985.83	61,861,859	58,749.96	58,632,465	2.74
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	1,808	26,383.82	47,701,960	31,242.11	56,485,745	2.64
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1,847	24,720.99	45,659,676	25,219.39	46,580,223	2.18
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS-A	メディア・娯楽	443	78,386.66	34,725,294	98,518.78	43,643,820	2.04
7	アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON	金融サービス	2,560	10,182.05	26,066,048	13,004.82	33,292,355	1.56
8	アメリカ	株式	RTX	資本財	1,685	17,994.04	30,319,961	19,534.92	32,916,354	1.54
9	フランス	株式	ENGIE	公益事業	11,807	2,425.96	28,643,324	2,705.88	31,948,372	1.49
10	カナダ	株式	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	銀行	2,571	7,826.97	20,123,165	8,954.14	23,021,114	1.07
11	アメリカ	株式	WALMART	生活必需品流通・小売り	1,526	12,576.08	19,191,104	14,486.55	22,106,490	1.03
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	554	32,954.33	18,256,704	38,772.01	21,479,695	1.00
13	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS	消費者サービス	29	618,863.51	17,947,042	736,096.51	21,346,799	1.00
14	アメリカ	株式	BROADCOM	半導体・半導体製造装置	713	26,328.24	18,772,041	29,604.72	21,108,170	0.98
15	アメリカ	株式	GENERAL MOTORS	自動車・自動車部品	2,954	7,200.62	21,270,642	7,128.78	21,058,422	0.98
16	アメリカ	株式	MOTOROLA SOLUTIONS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	324	65,449.19	21,205,539	64,290.75	20,830,203	0.97
17	カナダ	株式	ROYAL BANK OF CANADA	銀行	1,182	17,027.69	20,126,737	17,251.47	20,391,240	0.95
18	アメリカ	株式	TESLA	自動車・自動車部品	467	48,765.80	22,773,633	42,199.45	19,707,146	0.92
19	アメリカ	株式	TENET HEALTHCARE	ヘルスケア機器・サービス	958	23,770.42	22,772,070	19,528.94	18,708,726	0.87
20	アメリカ	株式	QUALCOMM	半導体・半導体製造装置	765	25,933.32	19,838,991	23,115.03	17,683,002	0.82
21	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY-B	金融サービス	231	69,034.20	15,946,902	75,195.70	17,370,208	0.81
22	アメリカ	株式	APPLOVIN-A	ソフトウェア・サービス	359	13,515.20	4,851,957	47,967.73	17,220,418	0.80
23	ノルウェー	株式	EQUINOR	エネルギー	4,961	3,620.65	17,962,089	3,443.36	17,082,558	0.80
24	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP	食品・飲料・タバコ	1,941	8,023.86	15,574,315	8,243.82	16,001,262	0.75
25	イタリア	株式	INTESA SANPAOLO	銀行	21,335	584.55	12,471,563	739.48	15,776,997	0.73
26	アメリカ	株式	NETAPP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	883	19,606.77	17,312,778	17,693.98	15,623,791	0.73
27	アメリカ	株式	EMCOR GROUP	資本財	255	58,300.05	14,866,513	60,273.60	15,369,769	0.72
28	スイス	株式	NOVARTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	936	16,767.47	15,694,353	16,243.27	15,203,710	0.71
29	アメリカ	株式	EOG RESOURCES	エネルギー	752	19,138.56	14,392,200	19,548.39	14,700,396	0.68
30	アメリカ	株式	NRG ENERGY	公益事業	923	12,639.63	11,666,380	15,731.81	14,520,464	0.68

種類別および業種別投資比率

種 類	業 種	投資比率(%)
-----	-----	---------

株式	銀行	9.13
	資本財	8.80
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.63
	半導体・半導体製造装置	6.83
	ソフトウェア・サービス	6.11
	金融サービス	5.80
	エネルギー	5.71
	保険	5.16
	メディア・娯楽	4.87
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.81
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.33
	ヘルスケア機器・サービス	4.27
	公益事業	3.59
	素材	3.37
	運輸	3.31
	自動車・自動車部品	2.33
	消費者サービス	2.05
	生活必需品流通・小売り	2.00
	食品・飲料・タバコ	1.58
	耐久消費財・アパレル	1.27
	電気通信サービス	1.03
	商業・専門サービス	0.40
	家庭用品・パーソナル用品	0.24
	合 計	95.73

(注)業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第38期計算期間(2015年8月28日現在)	2,536	2,536	0.6854	0.6854
第39期計算期間(2016年2月29日現在)	2,281	2,281	0.6455	0.6455
第40期計算期間(2016年8月29日現在)	2,313	2,313	0.6761	0.6761
第41期計算期間(2017年2月28日現在)	2,368	2,368	0.7432	0.7432
第42期計算期間(2017年8月28日現在)	2,349	2,349	0.7709	0.7709
第43期計算期間(2018年2月28日現在)	2,382	2,382	0.8286	0.8286
第44期計算期間(2018年8月28日現在)	2,375	2,375	0.8483	0.8483
第45期計算期間(2019年2月28日現在)	2,100	2,100	0.7693	0.7693
第46期計算期間(2019年8月28日現在)	1,883	1,883	0.7031	0.7031
第47期計算期間(2020年2月28日現在)	1,794	1,794	0.7120	0.7120
第48期計算期間(2020年8月28日現在)	1,865	1,865	0.7562	0.7562
第49期計算期間(2021年3月1日現在)	1,987	1,987	0.8401	0.8401
第50期計算期間(2021年8月30日現在)	2,221	2,221	0.9924	0.9924
第51期計算期間(2022年2月28日現在)	2,044	2,044	0.9941	0.9941
第52期計算期間(2022年8月29日現在)	1,915	1,915	0.9560	0.9560
第53期計算期間(2023年2月28日現在)	1,906	1,906	0.9732	0.9732
第54期計算期間(2023年8月28日現在)	1,894	1,894	1.0134	1.0134
第55期計算期間(2024年2月28日現在)	2,077	2,077	1.1690	1.1690
第56期計算期間(2024年8月28日現在)	2,158	2,158	1.2642	1.2642
第57期計算期間(2025年2月28日現在)	2,132	2,132	1.3222	1.3222
2024年2月末日	2,071	—	1.1677	—
2024年3月末日	2,189	—	1.2405	—
2024年4月末日	2,132	—	1.2166	—
2024年5月末日	2,173	—	1.2481	—
2024年6月末日	2,175	—	1.2647	—
2024年7月末日	2,130	—	1.2449	—
2024年8月末日	2,134	—	1.2619	—
2024年9月末日	2,163	—	1.2810	—
2024年10月末日	2,179	—	1.2982	—
2024年11月末日	2,227	—	1.3488	—
2024年12月末日	2,169	—	1.3361	—
2025年1月末日	2,215	—	1.3730	—
2025年2月末日	2,132	—	1.3222	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第38期計算期間	0.0000
第39期計算期間	0.0000
第40期計算期間	0.0000
第41期計算期間	0.0000
第42期計算期間	0.0000
第43期計算期間	0.0000
第44期計算期間	0.0000
第45期計算期間	0.0000
第46期計算期間	0.0000
第47期計算期間	0.0000
第48期計算期間	0.0000
第49期計算期間	0.0000
第50期計算期間	0.0000
第51期計算期間	0.0000
第52期計算期間	0.0000
第53期計算期間	0.0000
第54期計算期間	0.0000
第55期計算期間	0.0000
第56期計算期間	0.0000
第57期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第38期計算期間	△6.35
第39期計算期間	△5.82
第40期計算期間	4.74
第41期計算期間	9.92
第42期計算期間	3.73
第43期計算期間	7.48
第44期計算期間	2.38
第45期計算期間	△9.31
第46期計算期間	△8.61
第47期計算期間	1.27
第48期計算期間	6.21
第49期計算期間	11.09
第50期計算期間	18.13
第51期計算期間	0.17
第52期計算期間	△3.83
第53期計算期間	1.80
第54期計算期間	4.13
第55期計算期間	15.35
第56期計算期間	8.14
第57期計算期間	4.59

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第38期計算期間	1,168,173	242,401,937

第39期計算期間	782,694	166,941,643
第40期計算期間	951,787	112,555,777
第41期計算期間	950,437	236,571,689
第42期計算期間	1,069,447	140,353,760
第43期計算期間	2,459,361	175,062,825
第44期計算期間	2,943,421	77,527,613
第45期計算期間	1,204,821	71,637,637
第46期計算期間	1,106,411	52,564,415
第47期計算期間	2,820,484	161,454,907
第48期計算期間	2,928,831	55,248,011
第49期計算期間	1,032,764	102,636,554
第50期計算期間	4,940,605	132,243,220
第51期計算期間	1,806,817	183,376,261
第52期計算期間	2,694,506	55,751,512
第53期計算期間	757,942	45,378,798
第54期計算期間	1,073,301	90,979,350
第55期計算期間	1,387,295	93,666,409
第56期計算期間	755,660	70,403,744
第57期計算期間	496,260	95,161,764

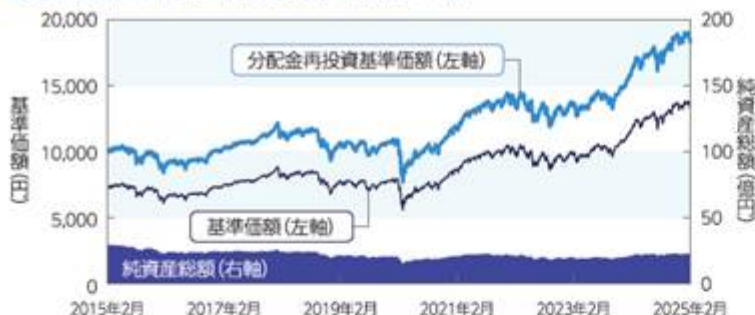
(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

2025年2月28日現在

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



* 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
 * 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	13,222円
純資産総額	2,132百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1ヵ月	-3.7%
3ヵ月	-2.0%
6ヵ月	4.8%
1年	13.2%
3年	33.0%
5年	85.7%
設定来	82.4%

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2023年2月	2023年8月	2024年2月	2024年8月	2025年2月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	3,344円

主要な資産の状況

■資産配分

	純資産比
株式	95.7%
債券	-
キャッシュ等	4.3%
外貨建資産	88.9%

* 株式には、投資信託証券などが含まれています。

株式銘柄数	230
対円ヘッジ比率	89.6%

■組入株式上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	アップル	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.8%
2	エヌビディア	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.0%
3	マイクロソフト	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.7%
4	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.6%
5	アルファベット A	アメリカ	メディア・娯楽	2.2%
6	メタ・プラットフォームズ A	アメリカ	メディア・娯楽	2.0%
7	バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon	アメリカ	金融サービス	1.6%
8	R T X	アメリカ	資本財	1.5%
9	エンジー	フランス	公益事業	1.5%
10	カティアン・インペリアル・バンク・オブ・コマー	カナダ	銀行	1.1%

* 国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。ただし、業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

年間収益率の推移



* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2025年は2月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。 ＊「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後3時30分までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ＊販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「自動けいぞく投資コース」 ファンドの購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとなります。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	---

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時30分までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ＊販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して4営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、1顧客1日当たり10億円を越える換金はありません。また、別途、1顧客1日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況などによっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金のお申し込みの受付時間に制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
買取請求	買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者[※]に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者としします。

<照会先>

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の計算方法 $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$						
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「GTイン」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/						
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td><td>原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。</td></tr> <tr> <td>公社債</td><td>原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 - 金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場 - 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） - 金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） - 価格情報会社の提供する価額 </td></tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。	公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 - 金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場 - 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） - 金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） - 価格情報会社の提供する価額
投資資産	評価方法						
株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。						
公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 - 金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場 - 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） - 金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） - 価格情報会社の提供する価額						

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	1996年8月30日から2025年8月28日までとします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年3月1日から8月28日および8月29日から翌年2月28日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	---

(5) 【その他】

繰上償還	・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 繰上償還の流れ <pre> graph LR A[委託会社による 繰上償還の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(繰上償還実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[繰上償還不成立 不成立の公告※/書面交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 ＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 ＊委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
------	--

信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更の流れ <pre> graph LR A[委託会社による 約款変更の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(約款変更実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[約款変更不成立 不成立の公告※/書面交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ※公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 ※委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからでも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と運用委託先との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または運用委託先いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
運用報告書	・委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第57期計算期間（2024年8月29日から2025年2月28日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

GTグローバル インベストメント・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第56期 (2024年 8 月28日現在)	第57期 (2025年 2 月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	9,032,759	14,721,143
コール・ローン	101,729,219	75,840,135
株式	2,041,602,530	2,041,397,680
派生商品評価勘定	28,233,790	22,891,311
未収入金	30,510	18,930
未収配当金	2,134,087	1,798,489
未収利息	306	727
流動資産合計	2,182,763,201	2,156,668,415
資産合計	2,182,763,201	2,156,668,415
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,316,647	489,649
未払受託者報酬	1,173,833	1,211,383
未払委託者報酬	21,481,184	22,168,211
その他未払費用	396,000	424,600
流動負債合計	24,367,664	24,293,843
負債合計	24,367,664	24,293,843
純資産の部		
元本等		
元本	1,707,384,295	1,612,718,791
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	451,011,242	519,655,781
（分配準備積立金）	526,981,184	591,233,178
元本等合計	2,158,395,537	2,132,374,572
純資産合計	2,158,395,537	2,132,374,572
負債純資産合計	2,182,763,201	2,156,668,415

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第56期 自 2024年 2 月29日 至 2024年 8 月28日	第57期 自 2024年 8 月29日 至 2025年 2 月28日
営業収益		
受取配当金	23,440,176	15,814,545
受取利息	38,521	58,694
有価証券売買等損益	207,659,772	148,413,987
為替差損益	△40,197,256	△39,692,962
その他収益	185	—
営業収益合計	190,941,398	124,594,264
営業費用		
支払利息	1,849	—
受託者報酬	1,173,833	1,211,383
委託者報酬	21,481,184	22,168,211
その他費用	1,780,224	1,955,512
営業費用合計	24,437,090	25,335,106
営業利益又は営業損失（△）	166,504,308	99,259,158
経常利益又は経常損失（△）	166,504,308	99,259,158
当期純利益又は当期純損失（△）	166,504,308	99,259,158
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,254,593	5,937,331
期首剰余金又は期首欠損金（△）	300,283,429	451,011,242
剰余金増加額又は欠損金減少額	183,356	162,039
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	183,356	162,039
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,705,258	24,839,327
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,705,258	24,839,327
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	451,011,242	519,655,781

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)及び外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第56期 自 2024年2月29日 至 2024年8月28日	第57期 自 2024年8月29日 至 2025年2月28日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第56期 (2024年8月28日現在)	第57期 (2025年2月28日現在)
1.期首元本額 1,777,032,379円	1.期首元本額 1,707,384,295円
期中追加設定元本額 755,660円	期中追加設定元本額 496,260円
期中解約元本額 70,403,744円	期中解約元本額 95,161,764円
2.計算期間末日における受益権の総数 1,707,384,295口	2.計算期間末日における受益権の総数 1,612,718,791口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第56期 自 2024年2月29日 至 2024年8月28日	第57期 自 2024年8月29日 至 2025年2月28日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。	1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2.分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(20,305,866円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(141,943,849円)、信託約款に規定される収益調整金(7,890,386円)及び分配準備積立金(364,731,469円)より分配対象収益は534,871,570円(1万口当たり3,132.67円)ですが、分配を行っておりません。	2.分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,393,061円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(80,928,766円)、信託約款に規定される収益調整金(7,603,134円)及び分配準備積立金(497,911,351円)より分配対象収益は598,836,312円(1万口当たり3,713.19円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、国内外の株式・債券を主要投資対象としております。国内外の株式・債券は、株式の価格変動リスク、債券の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされています。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもありますが、取引の利用目的を為替ヘッジ目的、円貨確定目的に限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第56期 (2024年8月28日現在)	第57期 (2025年2月28日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第56期 (2024年8月28日現在)	第57期 (2025年2月28日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	176,433,634	104,755,032
合 計	176,433,634	104,755,032

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第56期(2024年 8 月28日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買 建				
ユーロ	56,529,458	—	56,340,445	△189,013
売 建				
アメリカドル	1,366,729,504	—	1,338,644,790	28,084,714
カナダドル	50,322,289	—	50,344,567	△22,278
ユーロ	225,240,794	—	225,361,780	△120,986
イギリスポンド	19,390,398	—	19,655,273	△264,875
スイスフラン	51,005,703	—	51,371,280	△365,577
デンマーククローネ	30,166,785	—	30,213,260	△46,475
オーストラリアドル	23,786,904	—	23,945,271	△158,367
合 計	1,823,171,835	—	1,795,876,666	26,917,143

第57期(2025年2月28日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買 建				
アメリカドル	44,821,854	—	44,829,000	7,146
カナダドル	3,001,168	—	2,898,000	△103,168
イギリスポンド	4,952,474	—	4,896,970	△55,504
オーストラリアドル	2,211,891	—	2,141,070	△70,821
売 建				
アメリカドル	1,484,273,700	—	1,464,414,000	19,859,700
カナダドル	47,602,665	—	46,575,000	1,027,665
ユーロ	211,181,850	—	209,871,000	1,310,850
イギリスポンド	48,709,544	—	48,969,700	△260,156
スイスフラン	31,655,729	—	31,617,900	37,829
デンマーククローネ	33,568,057	—	33,352,000	216,057
オーストラリアドル	20,446,414	—	20,014,350	432,064
合 計	1,932,425,346	—	1,909,578,990	22,401,662

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 当計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

② 同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第56期 自 2024年2月29日 至 2024年8月28日	第57期 自 2024年8月29日 至 2025年2月28日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報に関する注記)

第56期 (2024年 8 月28日現在)	第57期 (2025年 2 月28日現在)
1 口当たり純資産額 1.2642円 (1 万口当たり純資産額 12,642円)	1 口当たり純資産額 1.3222円 (1 万口当たり純資産額 13,222円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

(2025年2月28日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	I N P E X	1,200	1,906.50	2,287,800	
	王子ホールディングス	4,600	619.80	2,851,080	
	旭化成	2,600	1,021.50	2,655,900	
	積水化学工業	1,600	2,554.50	4,087,200	
	富士フイルムホールディングス	1,300	3,028.00	3,936,400	
	塩野義製薬	1,700	2,243.00	3,813,100	
	大塚ホールディングス	800	7,325.00	5,860,000	
	ENEOSホールディングス	3,500	798.90	2,796,150	
	神戸製鋼所	1,600	1,770.00	2,832,000	
	マキタ	1,100	4,888.00	5,376,800	
	ブラザー工業	1,000	2,880.50	2,880,500	
	日立製作所	1,800	3,750.00	6,750,000	
	セイコーエプソン	1,700	2,532.00	4,304,400	
	パナソニック ホールディングス	1,700	1,863.50	3,167,950	
	キヤノン	1,200	5,063.00	6,075,600	
	東京エレクトロン	100	22,125.00	2,212,500	
	S U B A R U	2,600	2,753.50	7,159,100	
	アシックス	700	3,334.00	2,333,800	
	西日本旅客鉄道	2,200	2,978.00	6,551,600	
	東海旅客鉄道	4,200	2,962.50	12,442,500	
	N I P P O N E X P R E S S Sホールディン	900	2,660.00	2,394,000	
	日本郵船	800	5,269.00	4,215,200	
	K D D I	1,100	4,894.00	5,383,400	
	ソフトバンク	16,700	213.70	3,568,790	
	双日	900	3,285.00	2,956,500	
	豊田通商	1,000	2,495.00	2,495,000	
	住友商事	700	3,354.00	2,347,800	
	三井住友トラストグループ	700	3,825.00	2,677,500	
	三井住友フィナンシャルグループ	3,000	3,792.00	11,376,000	
	みずほフィナンシャルグループ	2,900	4,177.00	12,113,300	
	野村ホールディングス	12,500	968.00	12,100,000	
	第一生命ホールディングス	900	4,415.00	3,973,500	
	日本郵政	3,300	1,595.50	5,265,150	
	日本円小計	82,600		161,240,520	

アメリカ ドル	BAKER HUGHES	1,520	43.58	66,241.60
	CHENIERE ENERGY	83	219.93	18,254.19
	CONOCOPHILLIPS	478	97.37	46,542.86
	DEVON ENERGY	1,405	35.88	50,411.40
	EOG RESOURCES	752	130.61	98,218.72
	EXXON MOBIL	622	110.15	68,513.30
	HF SINCLAIR	650	34.86	22,659.00
	KINDER MORGAN	1,888	26.21	49,484.48
	MARATHON PETROLEUM	104	147.98	15,389.92
	OVINTIV	1,454	43.17	62,769.18
	SCHLUMBERGER	403	40.91	16,486.73
	TECHNIPFMC	1,020	28.81	29,386.20
	VALERO ENERGY	103	129.63	13,351.89
	CF INDUSTRIES HOLDINGS	462	79.58	36,765.96
	PACKAGING CORP OF AMERICA	140	210.75	29,505.00
	STEEL DYNAMICS	285	133.32	37,996.20
	3M	351	150.52	52,832.52
	ACUITY BRANDS	99	299.10	29,610.90
	AECOM	172	97.26	16,728.72
	AERCAP HOLDINGS	240	102.54	24,609.60
	ALLISON TRANSMISSION	156	100.46	15,671.76
	CARLISLE COS	126	335.11	42,223.86
	CATERPILLAR	47	340.00	15,980.00
	COMFORT SYSTEMS USA	59	356.63	21,041.17
	EMCOR GROUP	255	402.71	102,691.05
	LOCKHEED MARTIN	157	446.46	70,094.22
	MASCO	436	74.71	32,573.56
	OWENS CORNING	377	152.06	57,326.62
	RTX	1,685	130.52	219,926.20
	TRANE TECHNOLOGIES	199	344.28	68,511.72
	UNITED RENTALS	22	633.17	13,929.74
	VERTIV HOLDINGS	149	92.41	13,769.09
	WABTEC	505	181.19	91,500.95
	LEIDOS HOLDINGS	446	129.67	57,832.82
	EXPEDITORS INTERNATIONAL OF WASHINGTON	261	117.05	30,550.05
	FEDEX	207	258.54	53,517.78
	UBER TECHNOLOGIES	473	74.21	35,101.33
	UNION PACIFIC	266	245.07	65,188.62
	UNITED AIRLINES	166	92.17	15,300.22
	GENERAL MOTORS	2,954	47.63	140,699.02
	TESLA	467	281.95	131,670.65
	HASBRO	296	66.01	19,538.96

BOOKING HOLDINGS	29	4,918.13	142,625.77
CARNIVAL	1,230	23.50	28,905.00
EXPEDIA GROUP	345	193.55	66,774.75
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	109	238.16	25,959.44
TEXAS ROADHOUSE	161	177.90	28,641.90
ALPHABET INC-CL A	1,847	168.50	311,219.50
CHARTER COMMUNICATIONS	74	359.04	26,568.96
FOX CORP - CLASS A	735	56.41	41,461.35
META PLATFORMS-A	443	658.24	291,600.32
NETFLIX	24	963.07	23,113.68
AMAZON.COM	1,808	208.74	377,401.92
BATH & BODY WORKS	407	35.86	14,595.02
BEST BUY	224	88.62	19,850.88
CARVANA	204	223.21	45,534.84
DICK'S SPORTING GOODS	70	221.81	15,526.70
EBAY	796	63.48	50,530.08
HOME DEPOT	62	390.27	24,196.74
ROSS STORES	154	138.02	21,255.08
TJX COMPANIES	564	123.49	69,648.36
WILLIAMS-SONOMA	248	192.28	47,685.44
US FOODS HOLDING	531	70.24	37,297.44
WALMART	1,526	96.79	147,701.54
ALTRIA GROUP	1,941	55.08	106,910.28
BUNGE GLOBAL	186	73.25	13,624.50
INGREDION	277	130.22	36,070.94
CENCORA	249	249.01	62,003.49
DAVITA INC	428	146.74	62,804.72
ENCOMPASS HEALTH	548	100.34	54,986.32
HCA HEALTHCARE	217	320.94	69,643.98
MCKESSON	38	620.85	23,592.30
TENET HEALTHCARE	958	130.48	124,999.84
UNIVERSAL HEALTH SERVICES- B	374	186.06	69,586.44
ABBVIE	162	205.02	33,213.24
BRISTOL-MYERS SQUIBB	1,366	58.80	80,320.80
EXELIXIS	1,113	37.65	41,904.45
GILEAD SCIENCES	692	111.99	77,497.08
JAZZ PHARMACEUTICALS	217	143.27	31,089.59
JOHNSON & JOHNSON	306	163.73	50,101.38
PFIZER	582	26.10	15,190.20
UNITED THERAPEUTICS	61	323.62	19,740.82
VIATRIS	2,975	9.53	28,351.75
BANK OF AMERICA	1,554	44.12	68,562.48

CITIGROUP	1,115	78.87	87,940.05
JPMORGAN CHASE & CO	554	259.05	143,513.70
WELLS FARGO	723	76.62	55,396.26
BANK OF NEW YORK MELLON	2,560	86.89	222,438.40
BERKSHIRE HATHAWAY-B	231	502.41	116,056.71
CAPITAL ONE FINANCIAL	139	196.98	27,380.22
EQUITABLE	395	54.13	21,381.35
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	622	69.25	43,073.50
GOLDMAN SACHS GROUP	155	608.00	94,240.00
MORGAN STANLEY	369	129.24	47,689.56
PAYPAL HOLDINGS	233	70.73	16,480.09
ROBINHOOD MARKETS-A	432	48.78	21,072.96
STATE STREET	610	97.52	59,487.20
SYNCHRONY FINANCIAL	817	59.26	48,415.42
ALLSTATE	420	195.06	81,925.20
ASSURANT	391	211.04	82,516.64
GLOBE LIFE	146	124.18	18,130.28
HARTFORD INSURANCE GROUP	478	117.47	56,150.66
LOEWS	332	85.79	28,482.28
PROGRESSIVE	203	278.77	56,590.31
PRUDENTIAL FINANCIAL	503	112.75	56,713.25
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	85	200.62	17,052.70
UNUM GROUP	447	81.72	36,528.84
APPROVIN-A	359	320.49	115,055.91
DOCUSIGN	1,066	81.28	86,644.48
GODADDY-A	534	174.94	93,417.96
INTL BUSINESS MACHINES	162	253.23	41,023.26
MICROSOFT	998	392.53	391,744.94
ORACLE	159	164.76	26,196.84
PALANTIR TECHNOLOGIES-A	334	84.77	28,313.18
SALESFORCE	92	294.90	27,130.80
TWILIO - A	336	117.24	39,392.64
ZOOM COMMUNICATIONS	300	72.88	21,864.00
AMPHENOL-A	235	65.46	15,383.10
APPLE	2,865	237.30	679,864.50
F5	214	290.97	62,267.58
FLEX	691	37.79	26,112.89
HP	525	33.13	17,393.25
MOTOROLA SOLUTIONS	324	429.55	139,174.20
NETAPP	883	118.22	104,388.26
TD SYNnex	173	137.97	23,868.81

	ZEBRA TECHNOLOGIES	68	311.00	21,148.00
	DUKE ENERGY	185	115.89	21,439.65
	NRG ENERGY	923	105.11	97,016.53
	VISTRA	672	130.01	87,366.72
	APPLIED MATERIALS	184	156.64	28,821.76
	BROADCOM	713	197.80	141,031.40
	KLA	22	699.16	15,381.52
	LAM RESEARCH	369	76.17	28,106.73
	MARVELL TECHNOLOGY	303	87.65	26,557.95
	MICRON TECHNOLOGY	157	91.82	14,415.74
	NVIDIA	4,748	120.15	570,472.20
	QORVO	235	70.96	16,675.60
	QUALCOMM	765	154.44	118,146.60
	アメリカドル小計	79,329		9,593,159.65 (1,435,808,204)
カナダドル	SUNCOR ENERGY	890	55.21	49,136.90
	AGNICO EAGLE MINES	368	137.24	50,504.32
	GEORGE WESTON	77	227.85	17,544.45
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	2,571	86.43	222,211.53
	ROYAL BANK OF CANADA	1,182	166.52	196,826.64
	カナダドル小計	5,088		536,223.84 (55,552,789)
ユーロ	OMV	954	42.14	40,201.56
	REPSOL	910	12.29	11,188.45
	TENARIS	1,129	18.09	20,429.25
	HEIDELBERG MATERIALS	601	143.20	86,063.20
	ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUCCION Y SERV	593	51.85	30,747.05
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	218	94.90	20,688.20
	EIFFAGE	433	96.70	41,871.10
	KONECRANES OYJ	265	69.60	18,444.00
	SIEMENS ENERGY	306	55.28	16,915.68
	WARTSILA	1,347	18.26	24,602.95
	AENA SME	49	214.20	10,495.80
	MICHELIN (CGDE)	359	33.72	12,105.48
	ADIDAS	109	245.40	26,748.60
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	2,512	33.99	85,382.88
	DANONE	544	68.42	37,220.48
	KERRY GROUP-A	292	99.95	29,185.40
	HENKEL-VORZUG	409	82.14	33,595.26
	FRESENIUS	2,083	38.22	79,612.26
	FRESENIUS MEDICAL CARE	594	45.56	27,062.64

	KONINKLIJKE PHILIPS	1,180	25.18	29,712.40
	ABN AMRO BANK NV-CVA	3,298	18.31	60,386.38
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	3,152	7.01	22,114.43
	BANCO SANTANDER	3,631	6.19	22,504.93
	ERSTE GROUP BANK	1,050	69.32	72,786.00
	INTESA SANPAOLO	21,335	4.75	101,394.58
	SOCIETE GENERALE	614	39.45	24,225.37
	UNICREDIT	227	50.86	11,545.22
	DEUTSCHE BANK-REG	1,322	20.50	27,101.00
	AGEAS	791	53.40	42,239.40
	POSTE ITALIANE SPA	3,995	15.39	61,483.05
	UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	3,152	14.31	45,105.12
	DEUTSCHE TELEKOM	1,787	34.42	61,508.54
	ENDESA	2,743	21.50	58,974.50
	ENGIE	11,807	17.39	205,323.73
	ユーロ小計	73,791		1,498,964.89 (233,238,936)
イギリス ポンド	GLENCORE	8,020	3.16	25,411.37
	RIO TINTO	315	48.18	15,178.27
	NATWEST GROUP	14,223	4.70	66,976.10
	AVIVA	12,281	5.46	67,152.50
	HALMA	736	27.77	20,438.72
	VODAFONE GROUP	26,717	0.69	18,525.56
	CENTRICA	17,114	1.47	25,200.36
	イギリスポンド小計	79,406		238,882.88 (45,067,644)
スイス フラン	HOLCIM	355	95.66	33,959.30
	NOVARTIS	936	97.61	91,362.96
	ROCHE HOLDING-GENUSSCHEIN	225	298.30	67,117.50
	スイスフラン小計	1,516		192,439.76 (32,023,900)
スウェーデ ンクローネ	TRELLEBORG AB-B SHS	703	417.60	293,572.80
	スウェーデンクローネ小計	703		293,572.80 (4,089,469)
ノルウェー クローネ	EQUINOR	4,961	258.90	1,284,402.90
	DNB BANK	1,379	258.60	356,609.40
	ノルウェークローネ小計	6,340		1,641,012.30 (21,825,463)
デンマーク クローネ	NKT A/S	228	491.20	111,993.60
	ROCKWOOL -B	77	2,830.00	217,910.00
	A P MOLLER - MAERSK-B	51	12,685.00	646,935.00
	PANDORA	403	1,240.00	499,720.00

	DANSKE BANK	1,094	243.60	266,498.40
	デンマーククローネ小計	1,853		1,743,057.00 (36,360,169)
オーストラ リアドル	BHP GROUP	3,718	40.02	148,794.36
	SOUTH32	6,832	3.64	24,868.48
	オーストラリアドル小計	10,550		173,662.84 (16,190,586)
	合計	341,176		2,041,397,680 (1,880,157,160)

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 138銘柄	100.00%	76.37%
カナダドル	株式 5銘柄	100.00%	2.95%
ユーロ	株式 34銘柄	100.00%	12.41%
イギリスポンド	株式 7銘柄	100.00%	2.40%
スイスフラン	株式 3銘柄	100.00%	1.70%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	100.00%	0.22%
ノルウェークローネ	株式 2銘柄	100.00%	1.16%
デンマーククローネ	株式 5銘柄	100.00%	1.93%
オーストラリアドル	株式 2銘柄	100.00%	0.86%

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2025年2月28日現在）

I	資産総額	2,156,668,415 円
II	負債総額	24,293,843 円
III	純資産総額(I － II)	2,132,374,572 円
IV	発行済数量	1,612,718,791 口
V	1単位当たり純資産額(III／IV)	1.3222 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

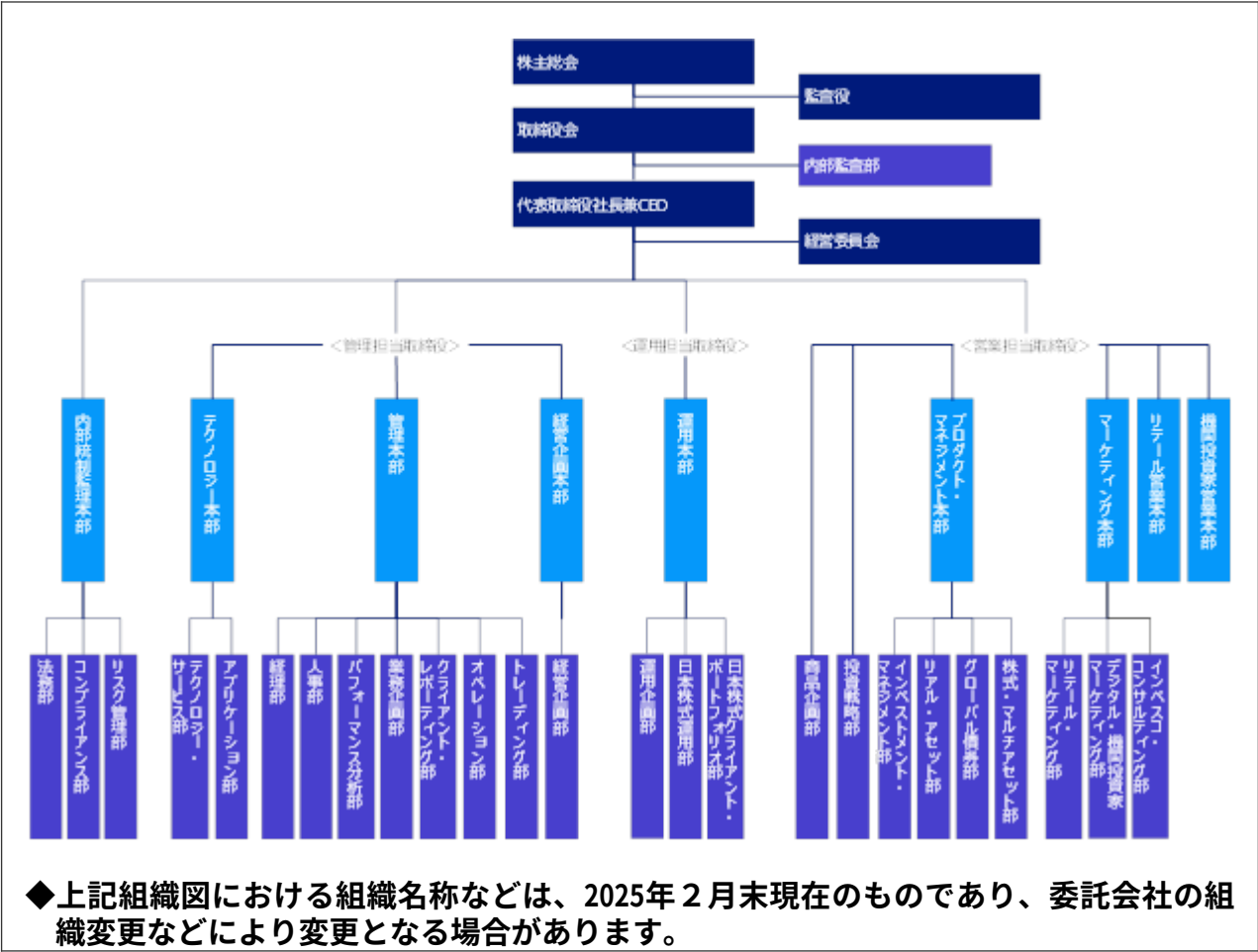
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年2月末 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における主 な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

①組織図



②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、四半期毎で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第二種金融商品取引業を行っています。		
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2025年2月28日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	122	8,676,170
	公社債投資信託	2	883
	合計	124	8,677,052
	*ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。		

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表
(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2023年12月31日)		当事業年度 (2024年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		5,730,905		9,295,878
前払費用		113,218		143,246
未収入金		414,880		482,312
未収委託者報酬		1,015,841		1,511,218
未収運用受託報酬		762,007		693,868
未収投資助言報酬		14,171		3,709
短期貸付金 ※ 1		1,500,000		500,000
その他の流動資産		156		248
流動資産計		9,551,181		12,630,482
固定資産				
有形固定資産 ※ 2				
建物附属設備	67,504		49,665	
器具備品	38,000		74,574	
建設仮勘定	41,805	147,310	2,708	126,948
無形固定資産				
ソフトウェア	42,604		74,582	
ソフトウェア仮勘定	1,332		1,644	
電話加入権	6,128		3,472	
のれん	162,360		137,382	
顧客関連資産	870,327	1,082,753	736,431	953,512
投資その他の資産				
投資有価証券	5,097		2,937	
差入保証金	380,572		383,384	
繰延税金資産	592,754		892,638	
その他の投資	2,880	981,305	3,125	1,282,086
固定資産計		2,211,369		2,362,548
資産合計		11,762,550		14,993,030

科目	前事業年度 (2023年12月31日)		当事業年度 (2024年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		46,672		40,836
未払金				
未払手数料	298,505		552,129	
その他未払金	1,163,442	1,461,948	1,079,316	1,631,446
未払費用		264,782		353,051
未払法人税等		510,920		1,209,923
未払消費税等		414,783		823,419
賞与引当金		1,393,359		2,146,908
その他の流動負債		27,248		31,849
流動負債計		4,119,715		6,237,434
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
退職給付引当金		832,963		801,484
役員退職慰労引当金		86,260		109,590
資産除去債務		124,583		124,532
固定負債計		1,161,342		1,153,142
負債合計		5,281,057		7,390,577
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,072,958	1,072,958	2,194,203	2,194,203
利益剰余金合計		1,072,958		2,914,203
株主資本合計		6,479,912		7,601,156
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,581		1,296
評価・換算差額等合計		1,581		1,296
純資産合計		6,481,493		7,602,452
負債・純資産合計		11,762,550		14,993,030

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		12,944,207		27,957,155
運用受託報酬		2,900,872		2,209,544
投資助言報酬		83,105		51,936
その他営業収益		2,555,477		2,747,522
営業収益計		18,483,663		32,966,159
営業費用				
支払手数料		6,019,715		13,661,093
広告宣伝費		158,817		173,041
調査費				
調査費	439,585		507,332	
委託調査費	2,898,337		5,912,186	
図書費	2,299	3,340,222	2,551	6,422,070
委託計算費		419,265		575,398
営業雑経費				
通信費	9,936		10,354	
印刷費	77,679		47,210	
協会費	21,904	109,520	25,374	82,939
営業費用計		10,047,542		20,914,543
一般管理費				
給料				
役員報酬	100,661		114,424	
給料・手当	1,662,544		1,680,370	
賞与	248,965	2,012,171	317,959	2,112,755
交際費		30,154		48,246
寄付金		1,180		1,108
旅費交通費		83,728		96,436
租税公課		101,444		139,089
不動産賃借料		328,108		333,862
退職給付費用		233,306		174,295
役員退職慰労引当金繰入額		14,442		24,928
賞与引当金繰入額		1,429,354		2,288,609
減価償却費		225,940		231,970
福利厚生費		242,172		298,799
諸経費		2,573,988		3,088,201
一般管理費計		7,275,991		8,838,304
営業利益		1,160,129		3,213,311

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息 ※ 1		30,416		18,222
保険配当金		5,243		5,662
投資有価証券損益		—		221
ヘッジコスト配賦利益		38,939		47,513
雑益		168		168
営業外収益計		74,768		71,789
営業外費用				
支払利息		2		—
為替換算差損		9,811		77,666
固定資産除却損		125		—
雑損		—		37
営業外費用計		9,939		77,703
経常利益		1,224,958		3,207,397
税引前当期純利益		1,224,958		3,207,397
法人税、住民税及び事業税		516,357		1,385,911
法人税等調整額		△48,166		△299,758
法人税等計		468,191		1,086,152
当期純利益		756,767		2,121,244

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	316,191	316,191	5,723,144
当期変動額						
当期純利益				756,767	756,767	756,767
剰余金の配当				—	—	—
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)						
当期変動額合計 (千円)	—	—	—	756,767	756,767	756,767
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,072,958	1,072,958	6,479,912

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,570	1,570	5,724,715
当期変動額			
当期純利益			756,767
剰余金の配当			—
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	10	10	10
当期変動額合計（千円）	10	10	756,778
当期末残高	1,581	1,581	6,481,493

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,072,958	1,072,958	6,479,912
当期変動額						
当期純利益				2,121,244	2,121,244	2,121,244
剰余金の配当				△1,000,000	△1,000,000	△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	—	—	—	1,121,244	1,121,244	1,121,244
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	2,194,203	2,194,203	7,601,156

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,581	1,581	6,481,493
当期変動額			
当期純利益			2,121,244
剰余金の配当			△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	△284	△284	△284
当期変動額合計（千円）	△284	△284	1,120,959
当期末残高	1,296	1,296	7,602,452

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 3～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

（５）その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（会計方針の変更）

該当事項がないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日） 等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

（貸借対照表関係）

※ １ 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期貸付金	1,500,000	500,000

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	516,866	533,044

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
受取利息	30,416	18,222

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	基準日	効力発生日
2024年3月30日	普通株式	1,000,000	2023年12月31日	2024年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
1年内	249,762	249,762
1年超	416,270	166,508
合計	666,032	416,270

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)			
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
其他有価証券	5,097	5,097	—
差入保証金	380,572	377,168	△3,403
資産計	385,670	382,266	△3,403
長期預り金	(117,535)	(116,446)	1,088
負債計	(117,535)	(116,446)	1,088

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)			
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
其他有価証券	2,937	2,937	—
差入保証金	383,384	379,432	△3,952
資産計	386,322	382,369	△3,952
長期預り金	(117,535)	(116,270)	1,264
負債計	(117,535)	(116,270)	1,264

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	5,097	-	5,097
資産計	-	5,097	-	5,097

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	2,937	-	2,937
資産計	-	2,937	-	2,937

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	377,168	-	377,168
資産計	-	377,168	-	377,168
長期預り金	-	(116,446)	-	(116,446)
負債計	-	(116,446)	-	(116,446)

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	379,432	-	379,432
資産計	-	379,432	-	379,432
長期預り金	-	(116,270)	-	(116,270)
負債計	-	(116,270)	-	(116,270)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

当事業年度末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル1には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル2に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年12月31日）

	(単位：千円)		
	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	5,730,905	—	—
(2)未収入金	414,880	—	—
(3)未収委託者報酬	1,015,841	—	—
(4)未収運用受託報酬	762,007	—	—
(5)未収投資助言報酬	14,171	—	—
(6)短期貸付金	1,500,000	—	—
(7)差入保証金	—	380,572	—
合計	9,437,806	380,572	—

当事業年度（2024年12月31日）

	(単位：千円)		
	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	9,295,878	—	—
(2)未収入金	482,312	—	—
(3)未収委託者報酬	1,511,218	—	—
(4)未収運用受託報酬	693,868	—	—
(5)未収投資助言報酬	3,709	—	—
(6)短期貸付金	500,000	—	—
(7)差入保証金	—	383,384	—
合計	12,486,987	383,384	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	2,818	5,097	2,279
小計	2,818	5,097	2,279
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	2,818	5,097	2,279

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,068	2,937	1,868
小計	1,068	2,937	1,868
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,068	2,937	1,868

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (2023年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	809,385
退職給付費用	199,811
退職給付の支払額	△143,859
その他未払金への振替額	△32,373
退職給付引当金の期末残高	832,963

（2）退職給付に関連する損益

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	199,811

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）において、33,495千円であります。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
	当事業年度 (2024年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	832,963
退職給付費用	142,890
退職給付の支払額	△81,872
その他未払金への振替額	△92,495
退職給付引当金の期末残高	801,484

（2）退職給付に関連する損益

	(単位：千円)
	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	142,890

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）において、31,405千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	426,646	657,383
未払費用	30,718	31,664
未払退職金	33,198	28,322
株式報酬費用	57,767	80,661
退職給付引当金	255,053	245,414
役員退職給付引当金	26,412	33,556
資産除去債務	38,147	38,131
その他	52,119	99,553
繰延税金資産小計	920,063	1,214,687
評価性引当額	△319,613	△317,102
繰延税金資産合計	600,450	897,584
繰延税金負債		
資産除去債務	△6,997	△4,373
その他有価証券評価差額金	△697	△572
繰延税金負債合計	△7,695	△4,945
繰延税金資産（負債）の純額	592,754	892,638

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年12月31日）

法定実効税率 （調整）	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.3%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当額の増減額	0.2%
過年度法人税等調整額	0.1%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2%

当事業年度（2024年12月31日）

法定実効税率 （調整）	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%
税額控除調整額	-0.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は△0.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

		（単位：千円）	
	前事業年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	
当期首残高	124,634	124,583	
時の経過による調整額	△51	△51	
当期末残高	124,583	124,532	

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	12,944,207	2,769,240	83,105	2,555,477	18,352,030
成功報酬	—	131,632	—	—	131,632
合計	12,944,207	2,900,872	83,105	2,555,477	18,483,663

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	27,957,155	2,009,082	51,936	2,747,522	32,765,697
成功報酬	—	200,462	—	—	200,462
合計	27,957,155	2,209,544	51,936	2,747,522	32,966,159

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（１）営業収益

(単位：千円)				
日本	米国	欧州	その他	合計
1,580,930	2,219,039	1,530,711	208,774	5,539,456

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)		
顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,610,738	投資運用業
Invesco Management SA	273,018	投資運用業

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,551,518	2,477,602	824,855	155,027	5,009,003

（注1）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

その他営業収益については、営業収益の10%を超える顧客がいらないため、記載を省略しております。

（２）委託者報酬

委託者報酬については、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、当事業年度より開示しております。

（単位：千円）

ファンド名称	委託者報酬
インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞ （毎月決算型）	23,322,288

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,243,635 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	30,416	短期貸付金	1,500,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	----------------	-----	--------------	---------------	-------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,270,487 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	18,222	短期貸付金	500,000
-----	-------------------------------	--	--------------------	------	---------------------	-------	-------	--------	-------	---------

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	Midtown Union, 1331 Spring Street, Suite 2500, Atlanta, GA 30309, USA	6,889,048 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,732,401	未収入金	222,769
親会社の子会社	Invesco Management SA	37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg	80,409 千ユーロ	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,367,301	未収入金	85,432
親会社の子会社	Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-On-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	136,037 千ポンド	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費の支払	2,224,525	その他未払金	306,016

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	Midtown Union, 1331 Spring Street, Suite 2500, Atlanta, GA 30309, USA	6,889,048 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,986,911	未収入金	303,757
親会社の子会社	Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-On-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	136,037 千ポンド	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費の支払	5,136,139	その他未払金	561,400

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holdings Company Ltd.（非上場）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額 162,037円33銭	1株当たり純資産額 190,061円32銭
1株当たり当期純利益金額 18,919円18銭	1株当たり当期純利益金額 53,031円10銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益（千円）	756,767	2,121,244
普通株式に係る当期純利益(千円)	756,767	2,121,244
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c. 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e. 上記c. およびd. に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
------------------------------------	--

5 【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2024年３月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2024年３月末現在)	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円	
株式会社三十三銀行	37,461百万円	銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。

(3)投資顧問会社（運用委託先）

名称	資本金の額 (2024年12月末現在)	事業の内容
インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbH	36,883,004ユーロ (約6,082百万円※)	ドイツ国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

※ユーロの円換算は、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝164.92円）によります。

２【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社（運用委託先）	委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。

３【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社（運用 委託先）	該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年11月26日	有価証券報告書
2024年11月26日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG Tグローバル インベストメント・オープンの2024年8月29日から2025年2月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G Tグローバル インベストメント・オープンの2025年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。